

ししゃもねこの特殊詐欺撃退コーナー ～ししゃもねこは詐欺を許さなさい！～

「キャッシュカードを預かります」



それは詐欺です。
絶対に渡さないで！



©ししゃもねこ

警察官や役場職員などをかたる犯人から電話で「あなたの個人情報情報が詐欺グループに漏れている」とか「キャッシュカード(通帳)が古いので交換しなければいけません。」などといった話があった後、金融機関職員などを装う犯人が家に来て、キャッシュカード(通帳)をだまし取る手口の特殊詐欺【預貯金詐欺】が多発しています。

また、近頃、これとよく似た手口で、警察官をかたる犯人が「あなたの個人情報情報が詐欺グループに漏れています。あなたのキャッシュカードを事件の証拠品として保管してもらわなければいけません。」などといって家に来て、犯人が用意した封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いた紙を入れさせ、その後、「封筒を印鑑で封印しなければいけません。印鑑を取ってきてください。」などといって被害者を家の奥に行かせている間に、同じ柄の別の封筒とすり替え、キャッシュカードを盗む手口【キャッシュカード詐欺盗】も発生しています。



特殊詐欺の犯人がお金を送らせる方法の一つに、現金を宅配便やレターパックで送らせる方法があります。ダンボール箱等に札束を詰め込んで送るので、一度に多額の被害に遭ってしまいます。

現金を宅配便で送ることは禁じられているので、犯人は、宅配便の伝票の品名欄に「食料品」などと嘘を書くように言ってきます。宅配便で現金を送るように言われたら、間違いなく詐欺です！

特殊詐欺の犯人がお金を送らせる方法の一つに、電子マネーをコンビニなどで購入させて、そのID番号を連絡させる方法があります。

携帯電話に「有料サイトの料金が未納になっている」という内容のショートメールがきて、メールに書かれた電話番号に電話すると、犯人から「後で全額戻ってくるので、とりあえず急いで電子マネーを買ってそのID番号を電話で教えて欲しい」などと要求されます。【架空請求詐欺】

電子マネーは、ID番号を自分のアカウントに登録してから使うのが正常な使用方法です。電子マネーのID番号を直接連絡するように言われたら、間違いなく詐欺です！





公的機関のような名前のところから「料金未納のために裁判を起こされた」という文面のハガキが送られてきて、ハガキに書かれた電話番号に電話すると、裁判取下げのために多額のお金を請求される手口の特種詐欺(架空請求詐欺)が多発しています。

封筒や、通信面をシールで覆ったハガキを使う、より巧妙な手口もあります。

理由がよく分からない請求が来たら、書かれた電話番号に電話せず、まずは警察に相談してください。

役場職員などをかたる犯人から電話で「還付金があり、ATMで受け取ることができます。」などという話があり、ATMコーナーへ行って携帯電話で犯人の指示を受けながらATMを操作すると、自分の口座から犯人の口座へお金を振り込んでしまう手口の特種詐欺(還付金詐欺)にも、十分注意してください。



被害を防止するための対策

特殊詐欺被害の多くは、固定電話に対する電話が犯人からの最初のアプローチとなっています。

特殊詐欺の被害を防止するためには、犯人と電話で話すこと自体をなくす〔固定電話対策〕が非常に重要です。

〔固定電話対策の例〕

① 電話番号通知サービスの利用

非通知や不審な電話番号の電話には出ない。

② 留守番電話作戦

常に留守番電話に設定しておくことで、特殊詐欺等の犯人は自分の声が録音されることを避けるため、アポ電をシャットアウトできる！

③ 防犯機能付きの電話機・防犯用自動通話録音機の購入

呼び出し音が鳴る前に「防犯のために通話を録音します。」などと相手に警告メッセージを流した上、通話を録音する機能を持った電話機に替えたり、このような機能を付加させる装置を取り付ければ、詐欺電話の呼び出し音が鳴ること自体なくす効果が！（右の4コマ漫画参照）

固定電話対策について詳しいことが知りたい方は、県警本部生活安全企画課生活安全係までお問い合わせください。

